

県立病院跡地利活用事業 募集要項等に関する質問・意見への回答

- ・ 県立病院跡地利活用事業の募集要項等に関して、令和6年3月8日までに寄せられた質問・意見への回答を公表します。多くの質問・意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問・意見のうち、項目等の記載は他質問・意見との整合等の観点から一部変更している一方、質問・意見内容は原則として原文のまま掲載しています(ただし、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については訂正している場合があります)。

令和6年3月25日
福島県会津若松市

■募集要項 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	5	2	1	(9)	③その他留意点	民間収益施設と公共施設は分離して建築とあるが、双方施設の駐車場は一定のルールを策定すれば相互利用可能と考えて宜しいでしょうか。	<p>要求水準書P26にて「民間収益施設利用者用駐車場は民間収益事業用地に整備すること。」と記載しており、施設規模に応じた必要な台数は確保していただくことが前提となります。</p> <p>一方で、P101にて、「公共施設等利用者駐車場と民間収益施設利用者用駐車場の一体的な管理を想定する場合、本体事業者との協議に基づき、本事業用地全体及び周辺における一体的な交通誘導警備に必要な措置を講じること」としており、市・事業者間の協議により、双方施設の駐車場の相互利用も認められます。ただし、公共施設等の利用が妨げられないようにご留意願います。</p> <p>なお、具体的なお提案がある場合、今後予定されている事業者対話の中で、協議も可能です。</p>
2	6	2	1	(10)	②民間収益事業に係る事業期間	公共施設等の維持管理及び運営期間よりも早く終了する案は認められないとありますが、開始時期が公共施設よりも早くなることは認めて貰えるでしょうか。	<p>民間収益施設の開業時期について、公共施設等の開業時期(令和9年5月)よりも早くなる提案を行うことは可能です。</p> <p>ただし、要求水準書P58にも示したように、埋蔵文化財発掘調査については、公共施設等用地部分を優先して実施するものとしてのご留意ください。</p>
3	6	2	1	(10)	①本体事業に係る事業期間、②民間収益事業に係る事業期間	No1の質問で駐車場の相互利用が可能と判断された場合で、民間収益事業期間の方が本体事業期間よりも長い提案を行った場合、駐車場の相互利用を担保する考えはありますでしょうか。	<p>No.1の回答のとおり、本体事業(公共施設)の維持管理・運営期間については協議により相互利用可能と考えておりますが、現時点で、令和24年4月以降の本体事業の取扱いが未定となっており、相互利用の確約はできませんが、本体事業が継続して運営される場合、原則として相互利用の取扱いを継続できるように配慮いたします。</p>

■募集要項 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
4	8	3	1	(2)	応募者の参加資格要件 イ 設計業務に当たる者 (設計企業)	【イ 設計業務に当たる者(設計企業)】(ウ)「平成25年4月1日以降に、延べ床面積1,000㎡以上の公共施設に係る、基本設計又は実施設計業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。」について、設計企業として構成員の一員となり設立したSPC(特別目的会社)と国立大学間でPFI事業の契約を締結し、SPCから設計業務を受託し履行した実績は、当該実績を有していると解釈して宜しいか。	ご理解のとおり、PFI事業等のSPC(特別目的会社)から国立大学における施設等の設計業務を受託した業務については、公共施設等の設計業務を受託した者として認められますので、当該実績を有していると解釈して問題ございません。
5	9	3	1	(2)	応募者の参加資格要件 オ 運営業務に当たる者 (運営企業)	図書館・市民活動センターなどの公共施設内に遊具を設置している施設の運営管理経験が2年以上ある施設運営事業者においても本件の資格要件を満たすことができるという理解でよろしいでしょうか。	「図書館・市民活動センターなどの公共施設内に遊具を設置している施設」については、「(d)遊具が設置されている幼児・児童の遊び場の支援を目的とした施設のうち、市が認めるもの」に該当する可能性があると考えられますが、具体的な施設内容・サービス等を確認し、市にて最終判断いたしますので、認められない場合もございます。そのため、「運営業務に当たる者の応募に必要な実績確認の受付」による事前確認をしていただき、市が認めるものの有無等について確認くださいますようお願いいたします。
6	16	4	2	(3)	①参加検討者との対話の実施	参加を検討しているグループが組成できていない場合、1~2社だけの参加も可能でしょうか。	参加検討者との対話は、参加検討のために必要となる官民間の意思疎通を実施し、必要に応じて、募集要項等の変更も含めた参入障壁の緩和を目的としているため、グループが組成できていない段階でも、参加可能です。積極的なご参加をお待ちしております。

■募集要項 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
7	35	別紙 2			対価の支払方法	<p>要求水準書において、統括マネジメント業務とは、供用開始前の事業統括、調整業務と供用開始後の事業統括、調整業務及び事業評価業務とあります。一方で、募集要項別紙2の対価の支払い方法では、供用開始前の統括マネジメント業務の対価について記載がありません。統括マネジメント業務は、開業準備業務から業務開始と考えてよろしいのでしょうか？</p> <p>要求水準書P54では、建設JV,民間収益事業者との調整業務が義務付けられておりますが、この調整業務は、施設整備段階（設計・建設）ではないという理解でよろしいのでしょうか？</p>	<p>供用開始前の統括マネジメント業務は、開業準備業務委託に基づき実施されるものであり、開業準備業務に係る費用に含まれます。</p> <p>供用開始前の事業統括は、開業準備業務として実施されるものですが、当該業務の始期は、事業者提案によるものとしており、民間収益事業の規模等の事業者提案次第で、整備段階の時期と開業準備段階の時期は重複するものと理解しています。そのため、事業者が提案する供用開始前の事業統括の内容実施にあたって適切な時期に業務を開始してください。</p>

■要求水準書 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	34 及び 52				什器備品調達	<p>乳幼児検診の実施にあたって使用する什器備品について、SPCが調達主体となる具体的な什器備品についてご教示ください。</p> <p>(P34記載内容) 乳幼児健診の実施にあたって使用する備品については、机や椅子などの汎用的な物品はSPCが調達 (P52記載内容) 公共施設等に必要な什器・備品について、調達及び設置を行うこと(ただし、市が実施する乳幼児健診等で用いる什器・備品を除く)</p>	<p>乳幼児健診等保健事業において、会場の間仕切りとして使用する可動式のパーティション(幅1メートル程度)を10枚設置願います。</p> <p>※備考として、診察・相談室の照明については、調光調整が可能なものを設置願います。</p>
2	資料 1				資料1 区域図	<p>敷地の西側の城前60-12においては、現在、市営住宅が2棟存在するが、いつ、解体されるのか。</p>	<p>敷地の西側の城前60-12においては、3棟の市営住宅が建設されていましたが、うち1棟は令和5年度に解体済みであり、残りの2棟については、令和6年度中に解体予定です。</p>
3	資料6				資料6 インフラ設置状況現況図	<p>インフラ設置状況現況図内に「※要確認」との記載があるが、事業者にて要確認という意味でしょうか。</p>	<p>現時点での最新の現況図を修正版として公表しますが、事業者においても活用内容等により、必要に応じて確認をお願いします。</p>

■要求水準書 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
4	資料 12				資料12 デジタルルームにおける市提供デジタルコンテンツリスト(案)	コンテンツに関するソフトウェアの更新について、改めて本事業における考え方を教えてほしい。15年間、同じコンテンツを利用し続ける状況にすることは不可能と考えるがどうか。	<p>要求水準書P92の「デジタルルームの企画・運營業務」にも示しているとおり、年1個以上のコンテンツや展示を開発することとしており、当該費用も事業費に含んでいることから、維持管理・運営期間を通じて、新たなコンテンツが追加され続ける状況となりますので、市提供コンテンツを15年間必ず使用し続ける状況は想定しておりません。</p> <p>そのため、市提供コンテンツは、無償で提供するものとなりますが、ソフトウェアの更新等が必要となった場合、コンテンツ使用の継続又は廃止の判断を含めて、事業者の判断によるものとし、コンテンツ使用の継続のためのソフトウェアの更新費用等については、事業者の負担によるものとし、市の要望により、コンテンツ使用の継続をする場合を除く。</p> <p>その旨、資料12を修正しましたので、ご確認願います。</p>

■様式集 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	5	第2	3		提案書類の企業名称	「設計企業A、建設企業B、民間収益関連企業C等に置き換え」とありますが、提案書上の企業名は事業者の任意で決定してもよろしいでしょうか。	「設計企業A、建設企業B、民間収益関連企業C等に置き換え」としているのは、可能な限り提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とし、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにするためです。 なお、「提案書上の企業名」は事業者の任意で決定いただいて構いませんが、実際の企業名等が類推される表記はお控えください。
2	5	第2	4		提案書類の余白	「提出書類の左端はバインダー綴じのための余白を十分に設けてください」とありますが、余白の数値指定(●mm)は特にございませんでしょうか。	特に指定はございませんが、必要な十分な余白を設けてください。
3	5	第2	4		提案書類の字体	「本文の文字の大きさは、10ポイント以上としてください」とありますが、字体の指定は特にないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、フォント等の指定はありませんが、行間を過度に縮める等、審査にあたって内容を確認しがたくなる形は避けてください。
4	5	第2	5	(1)	参加資格審査の提出書類	参加資格審査の書類は電子メールにて受付となっておりますが、直接持参による提出は不可との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、データのみでの提出となり、書類の原本は提出する必要がないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、直接持参による提出は不可となります。また、書類の原本は提出する必要はございません。

■様式集 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
5	6	第2	5	(2)	提案審査の提出書類	「(様式6-1)から(様式6-7)に必要事項を記載の上、正本(1部)を郵送により提出」とありますが、事業提案に関する提出書類(様式7～様式16)及びDVD-Rも同様に郵送で指定部数を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業提案に関する提出書類(図面集を除く様式一式、図面集)及びDVD-Rについても、郵送により提出してください。
6	6	第2	5	(2)	提案審査の提出書類	提案審査の書類は郵送での受付となっておりますが、直接持参による提出は不可との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、市に直接送付せず、会津若松郵便局留にするとの理解でよろしいでしょうか(募集要項P.21にも記載がありましたが、念のため確認させてください)。	ご理解のとおり、直接持参による提出は不可となります。また、市への直接送付も不可となりますので、会津若松郵便局留の送付をお願いいたします。
7	8	第2	5	(2)	地元企業の関心表明書	「地元企業から関心表明書等(様式任意)を受領している場合は写しを添付すること」とありますが、表明書取得先の地元企業が構成員・協力企業に属さない場合、関心表明書の地元企業名は墨消しをしなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、表明書取得先の地元企業が構成員・協力企業に属さない場合、関心表明書の地元企業名は墨消しをしなくて結構です。
8	様式11-7 (EXCEL)				37～39列の合計単位	維持管理期間15年「R9-R23年度」に対し37～39列の合計単位は、「R8-R12年度、R13-17年度、R18-22年度」となっていますが、正しくは「R9-R13年度、R14-18年度、R19-23年度」で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。 修正版を公表しますので、修正版をご利用願います。

■様式集 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
9	様式 8-3 及び 様式 16-17 (EXC EL)				什器備品調達	<p>様式8-13「Ⅲ. 什器備品設置業務」と様式16-17「備品等リスト」につき、以下の質問にご回答ください。</p> <p>Q1 「様式8-13の什器備品設置業務の金額」及び「様式16-17の金額」は什器備品代金のみで、設置費用は「様式8-13の建設業務の金額」に計上するとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>Q2 上記Q1の理解が正しい場合、「様式8-13の什器備品設置業務の合計金額」＝「様式16-17の合計金額」となるように、両様式の整合性を取るとの理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>「様式8-13の什器備品設置業務」の合計金額と「様式16-17」の合計金額は、什器備品代金のみならず、什器備品の設置費用を含む形とし、合計金額も一致させるようにしてください。</p> <p>その上で、什器備品の設置費用について、個別の什器備品に含む形とするか、別途費用項目として計上するかについては、事業者提案に委ねるものとします。</p>

■設計・建設工事請負契約書(案) 質問一覧

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	1	第1条	第2項	第1-3号	用語の定義	念のための確認です。 『「請負代金額」とは頭書記載の請負代金額』との記載がありますが「請負代金額」は頭書記載の「契約金額」に記載の消費税込の金額との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおり、「請負代金額」は頭書記載の「契約金額」に記載の消費税込の金額となります。